

9 被災ペット保護活動

担当：衛生推進課（動物愛護担当）

活動経過

平成23年

- 3月11日 東日本大震災発生
- 3月17日 避難に伴う犬及び猫の一時預かり、ケージ等飼育用物資及び餌の配布等の支援活動実施（～4月28日）
- 4月27日 飯野シェルターへの被災ペットの搬送開始
- 4月28日 警戒区域内における放置犬等の実態調査実施（～5月2日）
- 5月7日 飯野シェルターでのワクチン接種活動開始
- 5月10日 住民の一時帰宅に伴う被災ペットの保護活動実施（～8月26日）
- 6月15日 飯野シェルターにおける被災ペットの飼養管理支援開始
- 7月13日 会津地区の動物病院における被災ペットの収容開始
- 9月1日 警戒区域内における被災ペットの保護活動実施（～9月18日）
- 9月3日 被災ペットの譲渡事業開始
- 9月17日 被災ペットの救護支援家族（ホストファミリー）運営開始
- 9月19日 住民の一時帰宅に伴う被災ペットの保護活動実施（～11月20日）
- 12月5日 民間団体による警戒区域内の被災ペット保護活動巡視（～12月27日）

平成24年

- 1月29日 住民の一時帰宅（3巡目）実施（～3月31日）
（3巡目以降は住民によるペットの持ち出しが認められる）
- 3月1日 警戒区域内における被災ペットの保護活動実施（～3月19日）

活動内容

1 ペット同行避難者への支援活動

(1) 保健福祉事務所での一時預かり

会津地区犬抑留所（現：会津地区犬・ねこ保護管理センター）において、避難者が犬又は猫を同行したものの一時避難所等での飼養継続が困難な場合に、避難者に代わり当所が一時的に収容する支援活動を行った。これは、福島市飯野町に飯野シェルターが整備されるまで継続して行われた。

(2) ケージ等飼育用物資及び餌の配布等

一時避難所に犬及び猫を同行して避難している避難者に対し、動物用のケージ、毛布、餌及び飲料水等を配布し、避難生活の支援を行った。

2 シェルター等での被災ペット保護活動

(1) 飯野シェルター

平成23年4月下旬に運用を開始した被災ペット（犬・ねこ）専用の保護施設で、当該施設への被災ペットの搬送、放射性物質スクリーニング検査、または収容された動物の個体管理（清掃、給餌、運動等）および飼い主への返還等の事務手続きを行った。

(2) 三春シェルター

第二シェルターとも呼ばれ、これは三春町の事業所建屋を改装し平成23年9月下旬に開設されたものである。当該施設への被災ペットの搬送、又は警戒区域から搬入された被災ペット受け入れ時に放射性物質スクリーニング等の支援活動を行った。

(3) 動物病院での被災ペット保護活動

福島県獣医師会会津支部の協力により、被災ペットの受け入れが可能な支部内動物病院へ被災ペットを搬送した。

3 警戒区域内における被災ペット保護活動

(1) 福島県独自の保護活動

警戒区域内において放置された犬等の状況の確認作業及び保護活動を行った。他保健福祉事務所の車両と2台1組になり区域内を巡回し、犬等を発見した場合にその記録をし、状況によっては保護、又は給餌を行った。

(2) 住民の一時帰宅と連動した保護活動

警戒区域内から避難した住民はペットの持ち出しが禁止されていたため、それらの住民の一時帰宅に併せて保健所の車両で同行し、飼育していた犬等が発見された場合に保護活動を行った。

活動場所

施設、地域名	活動期間
会津地区犬抑留所（現：会津地区犬・ねこ保護管理センター）	平成23年3月17日～4月28日まで
飯野シェルター	平成23年4月27日～9月30日まで
三春シェルター	平成23年10月1日～平成24年9月28日まで
社団法人福島県獣医師会 会津支部管内の動物病院	平成23年7月13日～9月30日まで
警戒区域内 （福島県独自）	平成23年4月28日～5月2日まで 平成23年9月1日～9月18日まで
警戒区域内 （住民の一時立入に連動）	平成23年5月10日～8月26日まで(1巡目) 平成23年9月19日～11月20日まで(2巡目)

活動実績

1 被災ペット一時預かり

平成23年3月17日から4月28日までの期間中、犬3頭及び猫2匹を会津地区犬抑留所（現：会津地区犬・ねこ保護管理センター）に収容した。
これらの動物については飼い主の生活の安定化に伴い順次返還した。

2 飯野シェルターでの活動

当該シェルターの稼働に伴い、これまで当所が収容していた相双地区の被災ペット（犬8頭、猫2匹）を搬送した。

また、平成23年8月1日から8月31日までの期間中、当該シェルターの業務全般（収容動物及び施設・資材の管理、収容動物に関する問い合わせ対応、収容動物の返還、飼い主の面会、ボランティア参加者及び診療獣医師への対応等）にわたる人的支援活動として職員1名を派遣した（派遣日数23日間）。

3 三春シェルターでの活動

当該シェルターの稼働に伴い、これまで当所が収容していた相双地区の被災ペット（犬1頭、猫1匹）を搬送した。

また、平成24年9月19日、9月21日、9月26日の3日間、警戒区域内での保護活動により収容された被災ペットの受け入れ業務の支援活動を行った。

4 動物病院への被災ペット搬送

社団法人福島県獣医師会会津支部管内の動物病院のうち4病院へ被災ペット（犬4頭、猫1匹）を搬送した。

5 警戒区域内での被災ペット保護活動

(1) 福島県の独自調査及び保護活動

期間中延べ3日間、県保健所獣医師等による警戒区域内での犬猫生息実態調査に参加するとともに、状況に応じて被災ペットの保護収容、又は給餌を行った。

(2) 住民の一時立入りに連動した保護活動

住民の一時帰宅（1巡目、及び2巡目）の期間中、延べ25日間、警戒区域内での被災ペットの保護活動を行った。

※警戒区域内での活動に関する県全体としての実績は以下のとおりである。

期 間	活 動 内 容	保 護 実 績	動 員 数 (延 べ 数) 等
平成23年4月28日 ～5月2日	福島県独自の保護活動	犬27頭 猫2匹	福島県職員387名 他自治体職員72名
平成23年5月10日 ～8月26日	住民の一時帰宅(一巡目)と連動した保護活動	犬300頭 猫191匹	<協力自治体> 東京都、兵庫県、栃木県、 長野県、名古屋市、神奈川 県、川崎市、群馬県、静岡 県、山梨県、茨城県 (派遣着手順)

期 間	活 動 内 容	保 護 実 績	動 員 数 (延 べ 数) 等
平成23年8月31日 ～10月23日	一時帰宅一巡目以降も継続して保護活動を行うための先行調査実施	犬16頭 猫15匹	福島県職員81名 市町村職員6名
平成23年10月24日 ～11月18日	一斉保護活動実施	犬42頭 猫20匹	福島県職員85名 他自治体職員129名
平成23年11月19日 ～平成24年8月27日	定期立入による保護活動	犬37頭 猫4匹	相双保健所による定期立入
平成24年3月1日 ～3月19日	集中保護活動実施	犬13頭 猫93匹	<協力自治体> 栃木県、滋賀県、愛媛県、 川崎市、東京都、静岡県、 京都府、鳥取県、青森県、 横浜市、神奈川県、徳島県 (派遣着手順)
平成24年9月7日 ～10月2日	一斉保護活動実施	犬1頭 猫131匹	一般財団法人自然環境研究センター職員による保護活動実施(福島県は後方支援)

なお、平成23年12月5日～12月27日の期間中、複数の民間団体による公益立入が行われ、犬34頭、猫298匹が保護された。これらの動物については、当該各団体の施設で飼養されている。

課 題

関係機関等との連携や関係法令並びに施設設備等の整備

福島県では平成19年に「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」を策定しているが、このマニュアルは、被災地を中心とした動物保護及び被災者支援のための行動マニュアルとなっており、今般の原発災害の様な地域の住民全てが他の地域に避難することや被災ペットの保護に法令上の制限が加わること等は想定していなかったため、その対応には困難を来した。

また、政府からの避難指示や警戒区域設定以降、入域できないこの地域において、法令に基づかない民間団体等による保護が盛んに行われ、その後、被災ペットの所在が団体等の拠点地に分散したことや、関連する保護情報が散在したことも大きな課題となっている。

今回のような広範囲で大規模かつ長期間にわたる災害時の動物保護活動にあっては、関係機関や民間等との連携や関係法令等の整理はもとより、施設設備、人員及び予算措置等国の速やかな支援が期待される。

被災者などの声

1 被災者（ペットの同行避難者）から

- ・動物と同行避難したものの飼養継続に困難を伴うことによる行政への一時預かり要請
- ・狂犬病予防注射の実施に関する問い合わせ
- ・入所予定の仮設住宅でペットが飼養できないことに関する相談

2 一般支援者から

- ・被災ペットの飼育者に対する餌等各種物品の提供、一時預かりによる支援の申し出
- ・預かった被災動物(犬)に関する狂犬病予防法等の法令上の取り扱いに関する問い合わせ
- ・被災ペットの譲渡希望に関する問い合わせ

3 動物愛護団体から

- ・被災地で保護した動物に関する保健所への情報提供
- ・被災動物の一時預かりによる支援、及び支援物資提供の申し出

業務を担当した職員の声

地震そして津波により動物に関しても数多くの尊い命が奪われた。そして原発災害が重なり、浜通りの市町村から多くの被災者がわずかな私財とともに会津地方にも避難した。被災者の中にはこれまで家族の一員として大切に飼養していた犬や猫を同行して避難してくる方も数多くいた。当所ではこのような同行避難者の方々の要望に答えるべく、ペットの一時預かりや餌等の物資の提供等による支援活動に全力であたった。

県内2カ所に大規模な被災ペットのシェルターが整備され数多くの犬及び猫がそこで飼養されている。獣医師会及びボランティアの方々の献身的な支援により発災当時に比べれば改善された飼養状況となっはいるが、それでもなお一日でも早く飼い主又は新しい飼い主のもとで安穏とした生活ができるよう祈るばかりである。